



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第64号)

配信日 平成26年1月23日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### 年賀はがき回収の電話に注意！！

#### <相談内容>

今日(1月21日)、知らない業者から電話があった。「余っている年賀はがきを回収している。他にも書き損じたはがき、破れた切手、使用済みテレフォンカードなどはないか」と尋ねられた。

以前も古着を買い取ると電話があったが、実際は貴金属の強引な訪問買い取りだという話を思い出したので電話を切った。情報提供する。

#### <消費者センターからのアドバイス>

- 年賀はがきの残りや書き損じが各家庭にある時期です。これから、この手の電話や訪問が増えるおそれがあります。年賀はがきは名目に過ぎず、貴金属などの強引な訪問買い取りの可能性もありますので、必要なければきっぱりと断りましょう。
- 昨年2月に施行された改正特定商取引法により、訪問買い取りの飛び込み勧誘は禁止されました。また、訪問買い取りがクーリング・オフの対象になったので、契約書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)